

清瀬市文化財保護審議会 令和6年度第1回議事録

日 時 令和7年2月7日（金）午後1時30分～4時

場 所 清瀬市郷土博物館 講座室

出席者 委 員 栗山究、黒尾和久、神かほり、根岸茂夫

事務局 木原経営政策部参事、東野主任(学芸員)、中野主任(学芸員)
笠原(学芸員)、石井(学芸員)

欠席者 委 員 横山直樹、齊藤靖夫

会議の公開・非公開 原則公開

傍聴者 なし

配布資料 資料1 令和5年度文化財関連事業報告

資料2 令和6年度文化財関連事業報告及び予定

資料3 令和7年度事業計画（案）

資料4 清瀬市文化財保護条例・清瀬市文化財保護条例施行規則

資料5 野塩遺跡群出土緑釉陶器 指定調書

議 事 1 開会

2 参事挨拶

3 議題

（1）令和5年度事業況報告について…資料1

（2）令和6年度事業況報告について…資料2

（3）令和7年度事業計画について…資料3

（4）文化財の指定・登録について（諮問）…資料4・諮問資料「野塩遺跡群出土緑釉陶器」

4 その他

5 閉会

【議事要旨】

1 開会

本審議会の議案審議まで、進行役を東野主任が務める。

東野主任より本日の会議の出席者の確認があり、本日の会議出席者は、出席4名欠席2名であるが、清瀬市文化財保護条例第45条第1項の定員数である過半数を満たしており、本会は成立している旨が伝えられた。

2 参事挨拶

木原参事より、本日の文化財保護審議会でご審議いただく内容、今年度の文化財についての取り組み、野塩遺跡群出土緑釉陶器を市の指定文化財に諮問することを述べた。

3 議題

(1) 令和5年度事業況報告について

事務局より資料に基づき報告。報告について委員から意見はなし。

(2) 令和6年度事業況報告について

事務局より資料に基づき報告。報告について委員から意見はなし。

(3) 令和7年度事業計画について

事務局より資料に基づき報告。

(会 長) 報告についてなにか意見はあるか。

(委 員) 旧森田家の管理・維持費の課題について。囲炉裏の燻蒸はしているか。

(事務局) 月に1回、管理委託者により燻蒸している。

(委 員) 難しいと思うが、常に人がいて燻煙した方が民家にとってはいい。

立地も悪く大変だが、市民団体やボランティアなどで常に人の手が入るようにしてほしい。また、旧森田家以外にも古い家があるのか。

(事務局) 今はない。以前、下宿地域市民センター横にせせらぎの家があったが、基礎が壊れて修復が難しくなり取り壊した。旧森田家に関しては管理委託者に委託して燻蒸などやっていきたい。ボランティアは、火を使うこともあることから管理上難しい。今後の課題としては、茅葺屋根の葺き替えがある。持続可能な形で旧森田家の保存を行うためには、

さまざまな手法で活用しなければならないと考えている。例えば登録文化財として維持しながら内部をリノベーションすることを今後検討する。古民家の活用例として企業と連携してカフェにするなどして保存・活用しているところがある。

(委員) 旧森田家は江戸時代の民家として貴重である。古民家をカフェとして使うこともいいが、内部を養生するなどして壊さず残していただきたい。

(事務局) 古民家の活用については課題になっている。そのまま使うこともいいが、一番考えられるのは内部を養生していくことだと思う。

(委員) リノベーションの際、囲炉裏をつぶしてしまった例がある。民家の象徴は囲炉裏であり、それを潰すのは意味が半減してしまう。せっかくそのまま保存しているので、囲炉裏はもちろんだが、それだけでなく、元の構造に変更を加えないように、養生などした上で使っていただきたい。

(事務局) 旧森田家につきましては審議会での審議を踏まえながら今後検討していく。

(副会長) 古民家は使うことによって延命策にもなる、という面もある。

(事務局) 茅葺きの葺き替えだが、費用が1千万～3千万、期間が3年かかるといわれている。また茅葺きは手に入りづらいとも聞く。市として目的をもって旧森田家を使っていけないといけない。

(副会長) 文化財の保護保全維持はそれなりに費用がかかるという前提で考えなければいけない。囲炉裏に火を入れるのを1回でも3回でもやってもらう方向性にして活用できないか。

(事務局) 1週間に1回燻蒸していたが、過去にはすすだらけになってしまった。今は月に一度燻煙して掃除していただいている。見学者が壁に少し触れても汚れてしまうので、そこも考えていく。

(副会長) 旧森田家は少し博物館から遠い。近いところに移した方がいいのでは。松山の緑地保存地域の前側はほとんど使われていない。しかしそこは都の場所なのでスムーズにまとまるかわからない。ただ博物館から近い方がいいだろう、という発想は市民の間にもあった。

(事務局) 博物館の隣に建てるのが理想である。37年前移設した際、1億5千万円の費用がかかった。今はもっと増えるだろう。しかし放置してい

るのはもったいない。近々の課題としていきたい。

(会 長) 市の講演会をそこで開くのはどうか。

(事務局) 旧森田家では縄ない体験などいくつかの事業行っているが、やはりかまどを使うことも今後考えていかないといけない。しかし飲食するには消防法などがあるのである程度のリノベーションはしないとフルで活用は難しいだろう。

(委 員) 耐震基準はどうなのか。

(事務局) 当時の建築基準法に準拠しており、問題ない。

(委 員) 結核サミットについてもう少し詳細を教えてください。

(事務局) 仮称「結核療養サミット」は、結核と清瀬の関わりの歴史を後世に引き継ぐことを目的とし、歴史を受け継ぐことをアピールしていく。結核療養の歴史を残している自治体や結核予防会、BCG 研究所などの事業者と協力して 11 月後半あたりを予定している。内容は、結核療養との関わりに関する歴史を自治体から紹介する。今現在の状況やこれからの結核の治療に関しても考えている。また結核予防会と調整中だが、療養所があった海外のまちにも任意で参加いただくと同時に JICA 研修生と市内の中高生とのディスカッションを同時開催したい。

(副会長) 市史のほうでも結核サミットについてなにか記載されるのか。

(事務局) その予定である。

(委 員) 令和 5 年度に中里の富士講への補助金があるが、これは何か特別なもののなのか。

(事務局) 都事業随伴補助の補助金の内容は富士塚の木の伐採である。何年か一度、木が伸びて葉っぱが落ち、近隣から苦情がきている。そのため、木の伐採をしてほしいと保存会から依頼が来るので補助金を出した。

(委 員) 去年申し上げたが、富士講・中清戸の獅子舞など伝統の継承、後継者問題を市の方でバックアップできないか。

(事務局) 補助金以外の取り組みとして、行事の動画撮影をしている。後継者問題については博物館リニューアルの際、出演してもらうスペースを用意することを検討している。伝統行事を紹介すると同時に、企画とい

う形で子供たちに興味をもってもらうようにする。

(副会長) 夢空間の車両搬入にあたって公園の樹木の伐採を多くないようにしてもらいたい。

(事務局) 公園の伐採は最小限にした。実際そんなに伐採している様子はない。

(副会長) あの環境があったから結核療養所ができたというものがある。原点を失いたくない。

(事務局) 今後再整備される中央公園に南部地域児童館等複合施設や夢空間などの新たな賑わいを作っていく。清瀬病院の碑も残していく。

(4) 文化財の指定・登録について

事務局から清瀬市文化財保護条例・清瀬市文化財保護条例施行規則を改正し、指定文化財制度と登録文化財制度ができたことを改めて報告。

昨年度の文化財審議会で議題に上がった3点の文化財候補について経過を報告。「野塩前原遺跡有孔鍔付土器」は市指定有形文化財に登録された。壁画「未来の街づくり」は、著作権が切れておらず、全員に許諾をとることが難しく、利用時に著作権料がかかってしまう状態である。「下宿地域用水路取水口」は埼玉県で保存改修工事が今年度行われる予定であり、調査継続中であることを報告。

今後の文化財の指定・登録について報告。今年度から指定文化財の調書のフォーマットを作成したこと。指定制度と登録制度の基準を整理し、それをもとに来年度以降文化財の指定・登録を行っていくことを報告。

今年度指定文化財として諮問する「野塩遺跡群出土緑釉陶器」の報告。

(委員) 昨年度議題に上がった壁画「未来の街づくり」は保留で、「下宿地域用水路取水口」は調査中ということでしょうか。

(事務局) 用水路取水口は継続中、壁画は取り下げの予定。

(会長) 用水路取水口は取り壊されていることはないか。

(事務局) 埼玉県の河川事業者には市の文化財候補であり、貴重なものであると連絡している。測量の成果を見てからになるので、来年度以降検討する。

(会 長) 来年度工事が終わるのか。

(事務局) 今年度設計すると通知がきた。その後新しい報告が来て、河川改修が行われる。

(会 長) 次に指定文化財と登録文化財の違いについて。

(事務局) 登録文化財は持ち主が解除できるようになっている。個人の庭や建物とかを登録文化財として長く保存していき、なにかあったときに解除していきたい。市の所有物、市が所持しているものに関しては指定文化財にしていきたい。

(会 長) 登録文化財は建物が多い。国の基準で外観の4分の1を超える修理をする際、届出が必要になる。他に登録文化財が壊れた時、修理の補助金が出ないが、指定文化財になると修理の補助金が出ることがある。そのかわり指定にすると修理・変更の際必ず申請が必要になる。

(事務局) 清瀬市の文化財保護条例によると登録文化財でも予算の範囲内で補助金が出る。最近、石造物が登録文化財に登録される事例が少しずつ増えている。それらも含め、今後の活用方法を検討していく。

(事務局) 今後文化財の観光活用についても考えていく必要があると考えている。

(会 長) 他の自治体の文化財について情報はないか。

(委 員) 基本的に登録文化財は所有者が管理している。そのかわり箔をつけてケアしていく。指定文化財は今増えているが、自治体によって指定文化財が多い、登録文化財が多いと差が出ている。

(事務局) 国の登録文化財は登録した後活用できる。保存・活用するために登録しているところが最近増えている感覚がする。

(委 員) 国の登録文化財は登録してその際周知していく。最終審議の時に都道府県に連絡が来る。国に対して意識的に活用していく。それは国と一緒にやっていく。

(事務局) 檜原村の古民家はかなりリノベーションされているが国の登録文化財になっており、報告書も作成されている。国の登録文化財にはある程度の補助金が出る。登録文化財を活用するために国が後押しをしている。清瀬の旧森田家も国の登録文化財を目指すことも検討している。

(委 員) 小金井市の登録文化財に江戸時代の共有膳椀がある。箱に安政4年と書いてある。他には念仏講大数珠、小金井市の自転車会社である国産

ミショー型自転車が登録されている。おそらく全て市の所蔵品である。登録することによって文化遺産オンラインに載り、調査に行くことができるのはいい。制度的には各自治体自由に運用しているのではないか。

(事務局) 登録文化財を登録する際、調査報告を行い、それを元に登録していきたい。市として保存するために登録をするので、登録により興味を持ってもらい、残していくための意識づけをしていきたい。

(会 長) 20 年程前に三鷹市では住宅の調査を行った。大正時代から東京の近郊都市に変化していった過程を調査し、典型的な住宅を登録した。清瀬も住宅地を歩くと、昭和初期ころからの昔ながらの家が残っている。個人が住んでいるので制約があるが、住まいと景観の在り方が変化していくため、住宅調査をし、記録として今のうちに残した方がよい。特に芝山地区は大正末期に清瀬駅ができてから東京土地住宅株式会社による宅地化が進んだ。戦後に引揚者の住宅ができ、それが都営団地に変化し、大規模な団地も増えていった。昭和 30・40 年代の清瀬の人口が増える時期でもある。志木街道沿い・野塩・中里・下宿の農村の姿も変わっていった。中里の柿の下も昭和 30 年代前半には田んぼがあったが、その後急に住宅地になった。宮の台も昭和 30 年代半ばに畑から全部碁盤の目状の宅地になった。今はその頃の住宅がなくなり新たに建て替えられて区画も小さく分割されているが、その中でも古いものがまだ残ってないか探す必要もある。また開発により住民の層も変わった。それを記録に残すのも文化財の仕事である。住宅の調査はできるところは行ったほうがいい。その中で登録文化財の問題が出てくる。

(事務局) 先日、市内にどのような文化財があるか委託して報告書を作成した。基礎調査をもとに保存活用地域計画の作成中である。住宅の調査については住んでいる人の理解も必要。博物館のスタッフもそこまでできる人はなかなかいない。例えば委託や調査してくれる方を募集するなども必要なのかと思う。

(委 員) 多摩ニュータウンなど古い団地の記録を残している。清瀬の松山に昭和 20～30 年代のトイレやタイルなどが残っている昔の建物がある。記録として残せることを意識的に残していったほうがいい。病院街に

は長期療養所があったが、今はほとんど残っていない。病院の功績などまだ残っているものもあるので、昭和の清瀬をどれくらい記録として残せるかどうか。今はいいかもしれないが、すぐになくなってしまいうことを意識した方がいい。

(事務局) 当時のままの商店もまだ残っているところがあるので、調査に入れればいいと思う。今までそういう視点が欠如していた。今後登録するときに考えていければよいと思う。

(副会長) 建物だけでなくその周囲の庭も含めて対象にしてほしい。近くに神保町で駄菓子屋さんをやっていた方か先代が別荘用地として買った家がある。中に茶室とちょっとした林もあり、守られてきている。そこから病院街の開発の側面も見えてくるのでは。

(事務局) 東京土地住宅株式会社が土地を販売していた当時の家もまだ残っている。昭和のものも今から考えると古いので、昭和時代のものも考えていかなければいけない。

(会 長) 次に「野塩遺跡群出土緑釉陶器」について検討する。

事務局より資料に基づき、「野塩遺跡群出土緑釉陶器」について報告。

(副会長) 小さな破片でも「唾壺」という判断根拠はあるのか。

(事務局) 下に破片の反りがあり、それ以外につぼの受け口が広がっている部分、口縁部分がある。そこから「唾壺」だと判断。この近辺だと武蔵国府があった東京の府中市から出土されており、非常に珍しいものである。緑釉陶器自体、珍しく、下宿内山遺跡は 21 万㎡で 1 点しかでてないが、野塩遺跡群からは 24 点出土している。

(会 長) これからも発掘の度に出る可能性はあるか。

(事務局) あると思われる。昭和 47 年から平成 27 年まで継続的に出土している。

(委 員) 緑釉陶器は国府域・国分寺があったところから出土されている。落川遺跡を区画整理地区で調査した際、土器 22 万点中 260 点しか出ていない。野塩遺跡群はそこまで広く掘っていないのに 24 点出土していることは特徴的である。9 世紀から 10 世紀、平安時代の前期は国衙の力が一番強い時期である。東山道武蔵路も近いので、その影響もあるのではないか。

(事務局) 野塩地域には寺院はないが、国分寺で出土している布目瓦が住居の中から出てくる例もある。そこからこの辺り野塩地域は特殊な地域といえる。

(会 長) これで形状や大きさがわかるか。

(事務局) 高台の部分4分の1が分かれば復元ができ、そこから年代特定ができる。

(会 長) これだけだと破片なので、ちゃんと復元してもらいたい。

(事務局) 相当な有力者がいた可能性があるのか。

(事務局) その可能性がある。緑釉陶器は都に行かないとないものである。なにかの時に行って持ってきたのでは。

(会 長) 儀式のときの器に使って権力を表現したとかが考えられる。

(委 員) 展示する時に復元モデルを出し、どの部分が残っているのかがわかるとよい。

(会 長) とりあえず指定をしてもいいと思う。しかし、その後も調査をして活用し、これをきっかけに清瀬の平安時代をわかるようにしてほしい。

(委 員) 割れ口がきれいだが、どのような状態で埋もれていたのか。

(事務局) おそらく使わなくなっていて、廃棄したと思われる。当時、基本的に使わなくなったら住居にごみとして捨てていた。

(事務局) まだ掘れば出てくるかもしれないし、この破片に接合するものもあるかもしれない。しかし、ずっと追いかけると永遠に指定できないので、ひとまず現段階での指定をしたい。

(会 長) 2点でも3点でも復元をしてもらえると想像が膨らむ。博物館の紀要に絵でも復元して書いてもらいたい。この破片はどの部分か、この破片と関係すると思われる類例を紹介するなど、工夫して展示してもらいたい。

(事務局) 袋らしき布もありそうで、それも珍しいものである。類例を探して一つにまとめていく。

(会 長) 野塩に悲田処があったことについては今の清瀬市史では否定的意見になっている。それよりも国府との関係性を調書に書いてもらったほうがいい。下宿内山遺跡も、国府の関係が強い集落であるにとらえられている。緑釉陶器は畿内で作られ、国府を中心とした場所でしか出土していない。それが野塩地域から集中的に出土している。調書に平

安前期の野塩地域が、周辺地域とは異なる国府との密接な関係があったことを、緑釉陶器の出土と関係づけて書いてもらいたい。

(事務局) 所沢の東の上遺跡はこの時期に衰退し、下宿内山遺跡・野塩遺跡からは大型建物が確認できるようになっている。古代の官道の拠点になっている、という方向性に修正していく。

(会 長) 野塩遺跡群緑釉陶器を有形文化財として進め、市に答申して良いか。

(委 員) よい。

4 その他

事務局より今後の指定文化財の候補資料について実物を見せながら報告。

先に、今年度富士講の先達が代替わりすることの報告。その後、中里の富士講の関連資料の報告。

(会 長) 決算書に使用していた赤いハンコは残っているか。

(事務局) 残っていない。版木に使ったと思われる朱肉などは入っている。他に、中里の火の花祭りを使う地口行灯のカラーコピーの原本が残っている。

(会 長) 地口行灯の絵はどこで描いているか。

(事務局) 地元の人が描いていると聞いた。地口行灯をつけるものは24点博物館に所蔵されている。目録化もされているので、一括で指定をすることもできる。他に平成元年までの宝具の移動控えの書類もある。箆箆(へら)は先達も初めて聞いた、とのことなので、もう少し聞き取りをして、調べてから指定にしていきたい。

次に2点目の着物について7点の実物を見せながら報告。

(会 長) 昭和20年ごろに兄だけが使用したのではなく、2・3代前から使用していたのでは。

(事務局) それについてはわからない。兄の名前の書いてある箱に「兄の名前祝い」と書いてあった。寄贈者の方から「母は裁縫も好きだったので、もしかしたら近所から産着を集めていたのでは」とも伺っている。ただそれについては母が亡くなってしまったのでわからない。兄の写真も残っていない。

(会 長) 家紋は同じか。

(事務局) 同じである。少し汚れがついているので、おそらく実際に着用された

ものだと思われる。裏地がうちおりかもしれないものもある。絹かどうかなど、専門家にみてもらって本格的に調査したい。

(事務局) 今後の指定文化財の候補として、2件あげさせていただいた。これを含めて来年度以降また審議していただきたい。毎年1個ずつ指定文化財の登録をしていく方向で考えている。

5 閉会

(会 長) 以上で本日予定していた議事についてはすべて終了する。これをもって本日の文化財保護審議会を閉会する。